

犯罪被害にあわれた方・ご家族・ご遺族の方へ

「鳥取市犯罪被害者等見舞金」制度のご案内

鳥取市では、殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご家族・ご遺族または重症病を負われた犯罪被害者の方に対して、一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、経済的負担の軽減を図るための見舞金を支給します。

(令和3年4月1日以降に起こった犯罪被害が対象です。)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

対象となる犯罪行為

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

対象要件

犯罪行為により死亡または重傷病を負ったものであること

※他地方公共団体から同種の見舞金の支給を受けた、または住所地の地方公共団体から受けることができる場合は対象外です。

- 【対象者(例)】 ○市内に住所のある者 ○市内に勤務地のある者
○市内に学業場所のある者(小中学校、高等学校、専門・専修学校、大学)
○市内に主たる事業所がある者

遺族見舞金

支給額 30万円

【給付対象者】

犯罪行為により犯罪被害者のご遺族であって、
第1順位遺族となる方

【支給を受けられる範囲と順位】

- ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。)
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

(注)○は、支給を受けられるご遺族の順位

(注)第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位遺族以降の遺族は申請できません。

傷害見舞金

支給額 10万円

【給付対象者】

犯罪被害者により重症病を負った**犯罪被害者ご本人**

【重症病とは】

次のいずれも満たすこと

- 犯罪行為による負傷または疾病であること。
- 療養の期間が1か月以上であること
※医師による診断書が出ていること。

申請の期限

犯罪行為による死亡もしくは重症病の**発生を知った日から2年以内**

または死亡もしくは重症病が**発生した日から7年以内**

※やむを得ない理由がある場合は、その理由が止んだ日から**6月以内**に限り、申請ができます。

【問合せ先・申請窓口】

鳥取市役所 総務部人権政策局 人権推進課 (本庁舎4階43番窓口)

〒680-8571 鳥取市幸町71番地

電話:0857-30-8071 FAX:0857-20-3945

メール:jinken@city.tottori.lg.jp



(市公式ホームページ)